

平成 19 年 8 月 13 日

日本公認会計士協会 御中

全 国 銀 行 協 会

「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」に
対する意見の提出について

平成 19 年 7 月 18 日付で公表された標記公開草案に対する意見を別紙のとおり
とりまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

公開草案「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」に対する意見・確認事項

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
1	3	3.(2)「監査アプローチの特性」	「監査人は、経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討及び経営者による作業結果の一部について検討を行った上で、経営者が評価において選択したサンプルを自ら選択したサンプルの一部として利用することができる」との記載があるが、「作業結果の一部」の選択の基準を明示していただきたい。また、経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討及び経営者による作業結果の一部について検討を行った結果、どのような場合に、監査人は経営者が評価において選択したサンプルを自ら選択したサンプルの一部として利用することができるのか、明示していただきたい。	
2	3	3.(3)「内部統制監査の対象」	「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告」との記載における「重要な影響」の具体的事例を示していただきたい。	
3	3	3.(3)「財務諸表の表示等を用いた記載」	「受注情報は、財務諸表に記載された金額、数値若しくは注記又はこれらを要約、抜粋若しくは分解したものではないので財務報告の範囲には含まれない」との記載があるが、銀行業については、平残・利回り、業務粗利益、業務純益、業種別明細、開示債権等は、財務諸表で開示していない金額、数値であるため、財務報告の範囲に含まれないことを明記していただきたい。	銀行業における内部統制監査の対象を明確にするため。
4	4	3.(3)「財務諸表の表示等を用いた記載」	「財務諸表の表示等を用いた記載」は、売上、売掛金、棚卸資産といった文書化された業務プロセスに係る財務諸表の表示等を用いた記載だけが対象となるとの理解でよいか確認させていただきたい。	非財務情報につき、内部統制の評価対象とする業務プロセス以外から形成された情報については、基本的に評価対象としないことが記載されているため。
5	6	4.(1)「財務諸表監査と内部統制監査の一体化」	「全社的な内部統制の評価結果は、業務プロセスの評価範囲や経営者自身が実施すべき評価手続に影響を及ぼすため事業年度の初期の段階で監査人による手続の実施が可能となるように経営者と協議しておく必要があると考えられる」との記載があるが、事業年度の初期の段階で評価を完了させることを求めるものではないことを確認させていただきたい。	事業年度の初期の段階で評価を完了させることは困難であるため。
6	6	4.(1)「財務諸表監査と内部統制監査の一体化」	内部統制監査は3月末時点を監査対象とする理解でよいか確認させていただきたい。	評価範囲の決定にかかわる経営者と監査人との協議の実施時期については、監査計画の策定の段階でということになっているが、ここで決定するのはあくまで暫定的なものであり、最終的に監査対象となるのはあくまで財務報告提出時(年度末)という理解でよいか確認するもの。

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
7	7	4.(2)「財務諸表監査への内部統制監査結果利用の論点」	内部統制監査対象から除外された業務プロセスについて、財務諸表監査の一環として追加で内部統制の評価手続を実施する場合には、従来の財務諸表監査手法によるのであって、この内部統制の監査実務指針によらない旨を明確にしてください。また、その結果検出された内部統制の不備は、財務諸表監査の手続の範囲を決定するためにのみ利用し、内部統制の監査結果に組み込むことは回避していただきたい。	左記の建付けでないと、会社は自ら内部統制の評価を行っていなかったことから内部統制評価範囲の不足として指摘を受けられる恐れがあるため。
8	7	4.(4)「内部統制の整備・運用状況の評価の検討手続」	「監査人は、経営者の内部統制の整備・運用状況に関する評価の記録を入手し、関連文書の閲覧、適切な管理者又は担当者に対する質問等により、内部統制の整備・運用状況及び自己点検の状況を検証する」との記載があるが、「自己点検」について具体的な要件、方法、内容を明示していただきたい。	
9	12	4.(8)「財務諸表監査の結果が内部統制監査へ及ぼす影響」	「期中の財務諸表監査の過程(略)で発見した虚偽記載について、経営者が財務諸表を修正し、かつ、虚偽記載が生じた原因が内部統制の不備であると判断された場合で、当該内部統制の不備を期末日までに是正し、監査人がその運用状況の有効性を確認できた場合には、通常、内部統制監査では無限定適正意見が表明されることになる。」との記載があるが、財務諸表の修正有無に関係なく、当該手続が実施されることになると考えられることから、「経営者が財務諸表を修正し、」の部分は削除していただきたい。	第2、第3段落についても同様。
10	13	4.(9)「会社法監査と内部統制監査」	「監査人は、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会への報告に当たっては、経営者の内部統制報告書のドラフトを入手し、内容を確認の上、書面又は口頭により報告を行う。会社法監査終了日時点での監査人の報告は、あくまでも内部統制監査の経過報告であることに留意する。」との記載があるが、会社法監査報告書日付までに、内部統制報告書のドラフトは必ずしも必要ではないことを明確するため、例えば「ドラフトを入手し」を「ドラフト(作成途上であるものを含む)があれば入手し、」のように記載を変更していただきたい。	内部統制報告書ドラフト作成のスケジュールを確認するもの。
11	13	4.(9)「会社法監査と内部統制監査」	会社法監査では暫定的な自己評価を行い、後日追加的な自己評価を行うことを認めていただきたい。また、その場合の監査上の取扱いについて明記していただきたい。	会社法監査のため、大部分の決算領域については、実質的に会社法監査報告書日までに自己評価を終了しなければならない。 タイトな決算スケジュールの中で、追加的に自己評価を行うこととなり、場合によっては、十分な自己評価が出来ないケースもありうると思われる。
12	18	7.「評価範囲の妥当性の検討」	経営者が業務プロセスに係る内部統制について、「一定の複数会計期間ごとに評価の対象」とした場合の監査に関する実務上の取扱いを記載していただきたい。	「実施基準」 3.(2) によれば、「全社的な内部統制の評価結果が、特に有効であると判断できる場合については、業務プロセスに係る内部統制の評価に際して、重要性等を勘案し、評価範囲の一部について、一定の複数会計期間ごとに評価の対象とすることが明示されている。これに対する監査に関する実務上の取扱い記載する必要があると考えるもの。

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
13	18	7.(1)「評価範囲の検討」	「期中における事業内容や組織変更等を含め、期末日近くに評価範囲が適切かどうか再確認する必要がある」との記載があるが、評価範囲の変更が必要な具体的な事例を示していただきたい。また、再検討の結果、評価範囲を変更する場合、変更点のみの再評価で良いのか、あるいは変更点を含む全体の再評価が必要なのか確認させていただきたい。	
14	19	7.(2)「全社的な内部統制及び全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスの評価範囲の検討」	「経営者が一定の数値基準(例えば、連結売上高や連結総資産、連結税引き前当期損益、利益剰余金(持分法適用関連会社の場合)に占める割合等)に基づき評価から除外する事業拠点を判定している場合は、個々の事業拠点の与える影響だけでなく、除外した事業拠点の合計が連結ベースでの財務報告に与える影響も勘案しなければならない」との記載があるが、「評価から除外する事業拠点」の許容範囲は、「連結売上高や連結総資産、連結税引き前当期損益、利益剰余金(持分法適用関連会社の場合)に占める割合」でいうと具体的にどれくらいの数値なのか目安を示していただきたい。	
15	19	7.(3)「業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の検討」	委託業務の評価範囲について、評価範囲に含めるか否かを決定する場合の基準を示していただきたい。	
16	22	7.(3) ア「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の選定」	「その他の業種の場合は、業種の特性に基づいて慎重な判断を行う必要がある」との記載があるが、銀行業における「重要な勘定科目」の具体的な事例を示していただきたい。 また、銀行業における「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」は、どのように定義されるのか、確認させていただきたい。	
17	22	7.(3) ア「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の選定」	「棚卸資産がないかほとんど重要性がない業種の場合には、売上及び売掛金以外のどのような勘定科目が事業目的に大きく関わるかは、業種の特性に基づいて判断することになる。その際、主たる事業活動に不可欠な要素(例えば、製造設備、人件費等)の内容と規模とすることが考えられるが、それによってのみ判断するのではなく、勘定科目の不正リスクの存在の程度を勘案することに留意する必要がある」との記載があるが、「不可欠な要素(例えば、製造設備、人件費等)の内容と規模に基づき、事業目的に大きくかわるかどうかを合理的に判断することが考えられる」のように文意を明確化することを検討していただきたい。	現在の書き方だと、棚卸資産が存在しない業種においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として製造設備、人件費を少なくとも含まねばならないかのように読みかねないため。
18	22	7.(3) ア「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の選定」	「売上総利益を開示していない業種においても営業費用に占める人件費の割合が高いサービス業などにおける人件費、設備が事業資産の大きな割合を占める業種における有形固定資産などを「事業目的に大きく関わる重要な勘定科目」と経営者が判断することは考えられる。」との記載があるが、「大きな割合」の基準を明らかにしないままに、「人件費」、「有形固定資産」という科目を指定すると、売上総利益を開示していない業種にとって実質的に義務化される影響が考えられるので、科目の例示は行わず、「営業費用に占める割合の高い勘定科目」等としていただきたい。	重要性の判断を実質的に行う必要があるため。

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
19	22	7.(3) ア「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の選定」	「一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金及び棚卸資産が例示されているが、重要な事業拠点が属する業種の特性により企業の事業目的に大きく関わる勘定科目を経営者が慎重に検討することが適当と考えられる」との記載があるが、企業集団内に異なる業種の「重要な事業拠点」が存在する場合、「事業目的に大きく関わる勘定科目」を企業集団として一律に定められない場合は、事業拠点ごとに設定してもよいの理解でよいか確認させていただきたい。	異業種(例えば、銀行業とリース業)が重要な事業拠点になる場合の「事業目的に大きく関わる勘定科目」の確認。
20	22	7.(3) イ「重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の連結財務諸表の勘定科目残高に対する割合(カバレッジ)」	「例えば、月次の売上高の変動や回収条件の関係から、重要な事業拠点の売掛金の残高の合計が連結財務諸表の売掛金残高の2/3に達しない場合があるが、重要な事業拠点や事業目的に大きく関わる勘定科目が適切に選定されている限り、勘定科目ごとの評価対象割合が重要な事業拠点の選定に際して利用した一定割合に達している必要はなく、」との記載があるが、重要な拠点における重要な勘定科目のカバレッジの基準は示されないのか確認させていただきたい。	勘定科目単位の低カバレッジのみでは、新たな対象拠点の追加とはならないことを確認するもの。
21	23	7.(3) イ「重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の連結財務諸表の勘定科目残高に対する割合(カバレッジ)」	重要な事業拠点や事業目的に大きく関わる勘定科目が適切に選定されていることが疎明できれば、勘定科目ごとの評価対象割合が重要な事業拠点の選定に際して利用した一定割合に達していることを経営者は疎明する必要はないか確認させていただきたい。	重要な事業拠点の売掛金の残高の合計が連結財務諸表の売掛金残高の2/3に達しない場合があるが、重要な事業拠点や事業目的に大きく関わる勘定科目が適切に選定されている限り、勘定科目ごとの評価対象割合が重要な事業拠点の選定に際して利用した一定割合に達している必要はないことを確認するもの。
22	23	7.(3) 「個別に評価対象に追加する業務プロセス」	「個別に評価対象に追加する業務プロセスとは、選定された重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載のリスクが発生する可能性の高い業務プロセスであり、」との記載があるが、「重要な虚偽記載のリスクが発生する可能性」の判断基準を示していただきたい。	目安となる数値がないと、対象となる業務プロセスの選定が困難であるため。
23	25	8.(1)「全社的な内部統制の評価の位置付け」	監査人による全社的な内部統制の評価の検討については、「監査のプロセスの早い段階で実施することが必要」とされているが、経営者による全社的な内部統制の評価も年度の早い段階で実施することが前提となっている。このため、監査人は評価時点から期末日までの有効性を確かめる手続き(「ロールフォワード」)が場合により必要と考えられるが、経営者の確認のレベルとしても統制状況の変更の有無の子会社からの受身の報告のみで十分と考えてよいか確認させていただきたい。	

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
24	25	8.(1)「全社的な内部統制の評価の位置付け」	「監査人は全社的な内部統制の評価(特に整備状況の評価)は、監査プロセスの早い段階で実施することが必要であり、通常、監査計画の一環として実施する。」との記載があるが、例えば、「全社的な内部統制の評価については内部統制評価の慣行が確立された段階で監査人は全社的な内部統制の評価(特に整備状況の評価)は監査プロセスの早い段階で実施することが必要であり、通常、監査計画の一環として実施する。」といった経過措置を検討していただきたい。	全社統制の評価方法が一般に確立するまでの間(例えば3年程度)は、評価を早い段階で実施することが困難(監査法人側も全社統制に関する評価方法について具体案を提示できないのが現状)であるため。
25	26	8.(2)「全社的な内部統制の評価の検討」	総論には「通常、全社的な内部統制の整備状況は、親会社で検証可能である」との記載があるが、アでは中央集権的に企業集団が運営されている場合のみ親会社での検証が可能と読めるため、表現を統一していただきたい。	
26	30	8.(4) ア	「経営者は、全社的な内部統制の評価結果が有効でない場合には、当該全社的な内部統制の影響を受ける業務プロセスに係る内部統制の運用評価を実施する際により強い証拠力を有する手続の追加、実施範囲の拡大、又は実施時期をより期末に近い時期に実施することを検討しなければならない。」との記載があるが、「実施基準」において、業務プロセスに係る内部統制の運用状況の評価を期中に実施した場合の追加手続の例示の記載があり、より期末に近い時期に実施する必要がないため、又は以下を削除し、実施基準3.(2)の表現と平仄を合わせ、例えば「…実施範囲の拡大などを検討しなければならない」のような記載に改めていただきたい。	
27	30	8.(4) ウ	複数の営業拠点や店舗を展開している場合において、統一的な規程により業務が実施され、業務の意思決定に必要な情報と伝達が良好であり、内部統制の同一性をモニタリングする内部監査が実施されている等、全社的な内部統制が良好に運用されていると評価される場合に、評価対象拠点をランダムに選定する場合、全体のどのくらいの割合の拠点を評価する必要があるのか確認させていただきたい。	評価範囲の一部について、一定の複数会計期間ごとに評価の対象とする方法が認められているが、これは、複数の営業拠点や店舗を展開している場合において、統一的な規程により業務が実施され、業務の意思決定に必要な情報と伝達が良好であり、内部統制の同一性をモニタリングする内部監査が実施されている等、全社的な内部統制が良好に運用されていると評価される場合には、すべての営業拠点について運用状況の評価を実施するのではなく、一定の複数会計期間ごと(例えば3年ごと)に運用状況の評価を実施できると考えるため。
28	33	9.(1)「整備状況の評価検討に関する留意点」	「監査人は、ウォークスルーの実施に当たり、内部統制の適切な管理者及び担当者が内部統制の整備に関し、必要な権限や能力を有しているかどうか、担当者が内部統制を無視した指示を受けることがあるかどうかにも留意する」という記載には異論はない。しかし、ウォークスルーの実施が任意であるなか、ウォークスルーを実施する業務プロセスについてのみ上記検証を要請することは不適切であると考え。	
29	33	9.(2)「運用状況の評価の検討に係る監査手続の種類」	前年度のテスト結果が良く、リスクが低い領域については、ウォークスルーを実施すれば運用状況の十分な監査証拠とすることが可能な領域もあるか確認させていただきたい。	監査人は、内部統制の重要性及び複雑さ並びに内部統制の運用に際しなされる判断の重要性、内部統制の実施者の能力、内部統制の実施頻度及び前年度の検討結果やその後の変更の状況等も考慮し、手続を決定しなければならない。

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
30	34	9.(2) 「サンプリング方法」	「内部統制監査の実施基準 4.(2) ロ.aに例示されている25件のサンプル数は、許容誤謬率が9%、サンプリングリスクが10%(信頼度が90%)、予想誤謬率が0%であるならば、下記に例示した表に従って示される。」とあるが、当該許容誤謬率やサンプリングリスクを導き出すロジックを示していただきたい。 また、サンプルサイズでのテストの結果、例外事項がゼロであった場合においても、統計的には最大誤謬率が9%(90%の信頼水準)であるということは、母集団に9%までの内部統制上の例外が存在しても当該内部統制手続の不備に該当しないとの理解でよいが、たとえば、予想誤謬率を3%として58件のテストを行った結果1件の例外が検出された場合は、予想誤謬率の範囲内のため当該内部統制の不備に該当しないとの理解でよいか確認させていただきたい。	経営者がサンプリングを行う際のサンプル数について、詳細な考え方を例示しておくことの必要性があるため。
31	35	9.(2) 「サンプリング方法」	日常反復的に発生する取引以外の取引は、日次、週次、月次、四半期次、年次等の頻度に従い、適切なサンプル数を決定する。日次以下の頻度に対応する適切なサンプル数の具体的な事例を示していただきたい。	
32	35	9.(2) 「運用状況の評価の検討の実施時期」	「自ら実施した運用状況の評価のための手続が期中に行われた場合、当該評価結果が期末日現在も継続しているかどうかの検討が必要である」との記載があるが、評価結果が期末日現在も継続している検討の具体的な事例を示していただきたい。また、追加の手続きが必要な具体的な事例を示していただきたい。	
33	36	9.(2) 「ITに係る業務処理統制の運用状況の評価の検討」	経営者がITに係る業務処理統制について、「過年度の評価結果を利用」した場合の監査に関する実務上の取扱いについて記載していただきたい。 (いわゆる「ベースラインテスト」の過年度評価結果利用に関するもの)	「実施基準」 3.(3) ニcによれば、一定の要件を満たした場合、ITに係る業務処理統制について、過年度の評価結果を利用できる旨明示されている。 これに対する監査に関する実務上の取扱いの記載が必要であると考えため。
34	36	9.(3) 「決算・財務報告プロセス」	「決算・財務報告プロセスは、主として経理部門が担当する月次の合計残高試算表の作成、個別財務諸表、連結財務諸表を含む外部公表用の有価証券報告書草案を作成する一連の過程をいう」との記載があるが、基準・実施基準には、月次の合計残高試算表の作成についての記載はなく、決算・財務報告プロセスは、その実施頻度が日常的な取引に関連する業務プロセスなどに比して評価できる事例の数は少ないと記載されており、月次の合計残高試算表の作成を対象に含めていないと解されるため、削除していただきたい。	P37の下3行で、「(決算・財務報告)プロセスの性質上、仮に、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、財務報告に与える影響や当該事業年度の期末日までに是正措置が実施できない」との記載があり、また、P38の4行目で、「必ずしも当期の期末日以降でなく、適切な時期に評価を行うことで足りる」とあるため、他の記載は期末時のプロセスを想定した内容となっている。
35	37	9.(3) 「全社的な内部統制に準じて全社的な観点で評価される場合」	オとして、「有価証券の報告書の開示に際し、経営者による査閲が実施され、財務諸表等に異常な増減等があれば適切に対応されている」との記載があるが、「経営者の査閲」は実態的ではなく「経営者又は上級管理職による査閲」等としていただきたい。	

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
36	37	9.(3)「財務報告への影響を勘案して個別に評価対象に追加する場合」	<p>「決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価については、当該プロセスの性質上、仮に、当該プロセスで内部統制の不備が発見された場合、財務報告に与える影響や当該事業年度の期末日までに是正措置を実施できないことから、重要な欠陥に該当する可能性も高い」との記載がある。</p> <p>この記載からは、期末後発見された不備は、全て重要な欠陥に該当する可能性が高いと読めるが、内部統制監査或いは財務諸表監査での指摘に先立ち、経営者による運用状況の評価の過程で発見され是正された不備については、評価対象年度に係る財務報告が正しく作成される限りに於いて、期末日後の是正にであったとしても重要な欠陥に該当しないと考える。その旨を明確にしていきたい。</p>	
37	38	9.(3)「財務報告への影響を勘案して個別に評価対象に追加する場合」	<p>決算・財務報告における内部統制の運用状況の評価は、重要な変更があった場合に適切な追加手続が実施されることを前提にした場合、期末日以降でなく、前年度の運用状況や四半期決算等の作業により期中に評価を実施してもよいという理解でよいか確認させていただきたい。</p>	<p>内部統制監査の実施基準においては、内部統制の評価時期について、弾力的な取扱いが示されており、期末日までに内部統制に関する重要な変更があった場合に適切な追加手続が実施されることを前提に、必ずしも当期の期末日以降でなく、適切な時期に評価を行うことで足りるとされている。したがって、前年度の運用状況、四半期決算等の作業を通じ、決算・財務報告プロセスについて期中において検証しておくことが効果的かつ効率的と考えられる。(P38 1行目～)</p>
38	38	9.(3)「スプレッドシート等が使用されている場合」	<p>EUCについて検討すべき事項のうち、イの「代替的手段」がとれない場合の対応が明らかでない。また、ウについては、一般的にPC等の利用は単なる計算機能を利用するものであり、即時性、機動性が求められる経理業務に使用制限を施すことは決算作業の重大な妨げになるといった問題があると考えられる。</p> <p>なお、スプレッドシートを使用する場合には、別ルートで算出した値と比較して確認する等の統制を通常行っており、一般的に電卓で計算を行うのと同じ位置付けである場合もあることから、スプレッドシートを使用することのリスクをことさら強調することは無用の混乱を招くため、本項目の記載を削除することを検討していただきたい。</p>	<p>EUCについて、ア～ウが個別に検討を要する事項として列挙されているが、他の項目と比べても詳細な記載となっておりバランスがとれていない。</p>
39	38	9.(4)「委託業務に係る内部統制の評価の検討」	<p>「企業が、財務諸表の作成の基礎となる取引の承認、実行、計算、集計、記録又は開示事項の作成等の業務を企業集団の外部の専門会社に委託している場合がある」との記載がある。</p> <p>退職給付債務計算プロセスは、該当委託業務の対象となるか確認させていただきたい。</p> <p>また、退職給付債務計算の委託先における内部統制監査については、委託先(計算実施機関)で専門家たる年金数理人(または年金アクチュアリー)が計算結果について確認している場合には、委託先の内部統制監査の対象外とできるという理解でよいか。</p> <p>その他外部専門会社に委託している場合に、その委託結果に依拠できる場合とそうでない場合の具体例を示すことが可能であればお示し願いたい。</p> <p>信託銀行などが退職給付債務計算の元となる従業員の人事データを管理している場合も、対象外としてもよいか確認させていただきたい。</p>	

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
40	39	9.(4)「委託業務に係る内部統制の評価の検討」	委託業務について受託会社が実施した内部統制の整備等の状況を記載した報告書の例として「監査基準委員会報告書第18号」「監査基準書第70号(SAS70)」が挙げられているが、委託会社内部で作成された報告書には、内部統制報告書(内部統制報告書が作成途上である場合における当該受託会社からの報告等を含む)が含まれることを確認させていただきたい。	
41	39	10.「ITに係る全般統制の評価の検討」	ITACについて記載が少ないが、少なくともPLC有効性評価との関連はどうなるのか、財務諸表監査との関連の中でどう考えるのか明確にさせていただきたい。	PLCおよびPLCリハーサルについては多くの記載があるが、ITAC、ITAC有効性評価等のITACに関する記載がほとんど見られないが、既存のシステム監査技法を適用するにしても留意すべき観点があると考えため。
42	41	11.(2)「重要な欠陥の判断指針」	銀行業の場合の金額的重要性について、例を示してほしい。(貸借対照表も損益計算書も同じでよいのかなど。)	
43	41	11.(2)「重要な欠陥の判断指針」	「全社的な内部統制の不備は、業務プロセスに係る内部統制にも直接又は間接に広範な影響を及ぼし、最終的な財務報告の内容にも広範な影響を及ぼすことになる。」との記載があるが、全社的な内部統制及びITに係る全般統制の不備をどのように評価するのか具体的な指針を示していただきたい。	
44	43	11.(3)(4)	11.(3)において内部統制の不備を例示し、11.(4)において「同一勘定科目に係る不備をすべて合わせて、当該不備のもたらす影響が財務報告の虚偽記載に該当する可能性があるか否かを判断する」との記載があるが、11.(3)の例示と11.(4)の勘定科目の紐付けの方法について具体的な例示をしていただきたい。	
45	43	11.(4)「内部統制の不備が複数存在する場合」	金額的重要性の判断基準に照らして、集計する不備の最低金額(許容可能な不備)の具体的な事例を示していただきたい。	影響額が非常に軽微な不備まで集計することは合理的でないため、金額的重要性の判断基準に照らして、集計する不備の最低金額(許容可能な不備)を定めることが適当であると考えため。
46	45	12.「不正等への対応」	「財務報告に関連する主な不正には、財務報告の虚偽記載(粉飾等)と資産の流用がある」との記載がある。その他、従業員の横領等はオペレーショナルリスクの範疇との判断で良いのか確認させていただきたい。また、不正(資産の流用のリスク等)に係る統制活動を網羅的に把握する必要はないが、経営者が内部統制評価において不正を発見した場合などは、財務報告の虚偽記載の有効性評価において勘案する必要がある、という理解でよいかも確認させていただきたい。	

項番	該当頁	該当項目	意見 / 確認事項	理由・趣旨等
47	47	13.(1)「内部監人等の作業の利用」	内部統制評価プロジェクトチームや経理部による内部監査において、評価対象からの独立性の検討が掲げられているが、具体的な基準は何か。特にITの評価に当たっては、業務担当者の参加が不可欠であるが、この場合の独立性は問題とならないとの理解でよいか確認させていただきたい。	
48	47	13.(3)「内部監査人等を利用する場合の留意点」	「作業実施者は適切な専門能力を備えているか」との記載があるが、具体的にはどこまで求められるのか確認させていただきたい。	
49	75	17.「内部統制監査において入手すべき経営者による確認書」	「内部統制監査を財務諸表監査と一体的に行う場合に、従来の財務諸表監査時に入手していた経営者確認書に少なくとも次の事項を記載するように求めなければならない」との記載があるが、会社法監査において入手すべき経営者確認書は、内部統制監査導入後においても従前と変更がないという理解でよいか確認させていただきたい。	会社法監査において入手する経営者確認書の記載内容に関する確認。P13(9)との整合性を勘案し、会社法監査意見形成時において把握している内部統制の重要な欠陥を、会社法経営者確認書に記載することの必要性の確認を含む。

以上